

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 9月28日

【会社名】 株式会社ビジョナリーホールディングス（注）1

【英訳名】 VISIONARYHOLDINGS CO. , LTD. （注）1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星崎 尚彦 （注）1

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 （注）1

【電話番号】 (0465) 24 3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社メガネスーパー
取締役執行役員CFO 三井 規彰

【最寄りの連絡場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24 3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社メガネスーパー
取締役執行役員CFO 三井 規彰

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 普通株式 515,878,566円（注）2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）1．本訂正届出書提出日現在におきまして、株式会社ビジョナリーホールディングスは未成立であり、平成29年11月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点の予定を記載しております。

2．本訂正届出書提出日現在において未確定のため、株式会社メガネスーパーの平成29年4月30日における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年7月10日に提出いたしました有価証券届出書、平成29年7月28日及び平成29年9月13日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を修正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

第6 提出会社の株式事務の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	68個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式6,800,000株(当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。)。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>2 行使価額の修正 前記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。 本届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は40円(但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画</p>

	<p>(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。</p> <p>5 割当株式数 6,800,000株</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は272,000,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p> <p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、100,000株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として6,800,000株とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、当初95円とする。 但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	646,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 95円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日とする。
	1. 新株予約権の行使請求場所

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10. その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。

(注) 株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権は、本株式移転により株式会社メガネスーパー第12回新株予約権に代えて発行される当社の新株予約権です。

(訂正後)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	株式会社ビジョナリーホールディングスの成立日の前日に、株式会社メガネスーパー第12回新株予約権原簿に記載された総数
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式6,800,000株(当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。)。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 2 行使価額の修正 前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。 本届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。 3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。 4 行使価額の下限 行使価額は40円(但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。 5 割当株式数 6,800,000株 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は272,000,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。) 7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。

	<p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、100,000株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、当初95円とする。 但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>646,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 95円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成29年11月1日から平成30年3月31日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 みずほ信託銀行株式会社 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10. その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。</p>

(注) 株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権は、本株式移転により株式会社メガネスーパー第12回新株予約権(平成28年3月31日割当、払込価額金3,000,000円(本新株予約権1個当たり金30,000円))1個につき、1個割り当てられるものです。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

（訂正前）

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	普通株式 100株 優先株式 1株 劣後株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告(URL : https://www.meganesuper.co.jp/)
株主に対する特典	未定

（訂正後）

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	普通株式 100株 優先株式 1株 劣後株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 (URL : https://www.visionaryholdings.co.jp/)
株主に対する特典	未定